

札幌市の取組と「女性の防犯検討会議」について

1 札幌市における防犯の取組

(1) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（生活安全条例）

犯罪のない安全で安心なまちの実現に寄与することを目的とし、市民、事業者及び市の役割（又は責務）、防犯施策の基本となる事項等を定めた「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を平成 21 年 4 月に施行。

(2) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

生活安全条例第 7 条の規定に基づき、防犯活動などに取り組む市民などへの支援を通じ、一体となって地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも減らし、安全に安心して暮らせるまちをつくることを目的とし、「安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定。

現在は、平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間を期間とする、第 2 次基本計画を推進中。（詳細は資料 1-2 のとおり。）

(3) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

生活安全条例第 13 条の規定に基づき、基本計画や安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議するため、審議会を設置し、年 2 回程度会議を開催。

本年 8 月 3 日から第 5 期目に入り、13 名の委員を委嘱。

2 「女性の防犯検討会議」について

(1) 設置の目的・検討事項

女性が被害に遭う犯罪が多発している状況を踏まえ、各委員からそれぞれの知識、経験に基づく女性の目線に立った意見を交換していただきながら、女性の防犯対策の今後の在り方について、具体的な検討を行う。

(2) 位置づけ・構成

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第 7 条に基づき、審議会の部会として設置し、審議会の女性委員及び臨時委員の全 9 名で構成。

＜第 2 次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画＞

基本方針 2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

基本施策 (4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進

① 女性委員のみで構成する犯罪被害防止会議の設置

② 女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進

(3) 設置に至る経緯

札幌市内において、わいせつ犯を含む風俗犯が多発している状況等を踏まえ、本年 8 月 22 日に開催した審議会において設置されることが決定。